

県制度融資にかかる

平成23年10月1日からの改正点

滋賀県中小企業振興資金融資制度等の融資利率の引き下げを行います。
(短期事業資金除く)

改正後の各資金の融資利率は以下のとおりです。

滋賀県中小企業振興資金融資制度

NO.	資金名	融資利率 (保証あり・なし同一)	
1	経営支援資金 (しえん)	一般枠	年1.7%
		小規模企業者枠	年1.65%
		小規模企業者つなぎ枠	年1.65%
2	セーフティネット資金 (しんらい)	新規枠	年1.2% (保証必須)
		借換枠	年1.7% (保証必須)
3	震災緊急対策資金 (しんさい)	新規枠	年1.2% (保証必須)
		借換枠	年1.7% (保証必須)
4	緊急経済対策資金 (きんぎゆう)	新規枠	年1.45% (保証必須)
		借換枠	年1.7% (保証必須)
5	政策推進資金 (すいしん)	経営革新枠	年1.45%
		特定産業枠	
		再生支援枠	金融機関所定 (保証必須)
		CO ₂ 排出量削減枠	年1.2%
		雇用支援枠	年1.45%
6	短期事業資金 (たんき)	通常枠	年2.2%
		地震特別枠	年1.7%
		手形割引枠	年2.2%
7	開業資金 (かいぎょう)	創業枠	年1.65% (保証必須)
		成長枠	

市町制度

8	市町小規模企業者小口簡易資金	年1.7% (保証必須)
---	----------------	-----------------

商工観光労働部のその他の融資制度

9	滋賀の新しい産業づくり促進資金	年1.2% (保証必須)
10	滋賀県産業立地促進資金	年1.45%
	震災特別枠	年1.2%

改正日は平成23年10月1日で、上記改正の適用は、県制度融資要綱および取扱要領で定める受付機関(借入申込先)での受付日を基準とします。

その他の県制度融資にかかるお知らせ

平成23年度から政策推進資金（雇用支援枠）を創設しています！

新たな雇用に取り組む中小企業者等の方が必要とされる設備資金・運転資金として、政策推進資金（雇用支援枠）をご利用いただけます。

・融資利率：年1.45%、融資限度額：5,000万円、融資期間：設備・運転資金7年（据置1年）

東日本大震災により、直接・間接的に影響を受けておられる中小企業者等の方への制度融資を設けています！

震災緊急対策資金（新規枠・借換枠）

～震災の影響により売上が減少し、長期資金が必要な方へ～

短期事業資金（地震特別枠）

～震災後、売上が減少しており、短期のつなぎ資金が必要な方へ～

セーフティネット資金（新規枠・借換枠）

～震災後、売上が減少しており、長期資金が必要な方へ～

緊急経済対策資金（新規枠）

～被災地域の取引先の売掛金が回収できない方へ～

利用対象者や利用条件の詳細は、商工政策課金融担当までお問い合わせください。

経営支援資金（小規模企業者つなぎ枠）の申込みを11月1日から開始します！

従業員20人以下（商業・サービス業は5人）以下であって、原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者は、経営支援資金（小規模企業者つなぎ枠）をご利用いただけます。（申込期限は1月13日まで）

・融資利率：年1.65%、融資限度額：200万円、融資期間：運転資金3年（据置6か月）

その他の条件もございますので、ご利用を希望される方は、一度、商工政策課金融担当までお問い合わせください。

077-528-3714（滋賀県商工政策課内常設）

しが金融ホットライン

融資に関するご相談など

中小企業の皆様の声をお聞きします！

また、県の制度融資等について

具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3714

（平日8:30～17:15）

留意事項

県が所管している制度融資等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。

苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。

なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承下さい。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 金融担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3714 FAX：077-528-4870

E-mail：fa00@pref.shiga.lg.jp

県制度融資の詳細は <http://www.pref.shiga.jp/f/shokokanko/yuusi/index.html>